

日進市いじめ防止基本方針

令和8年4月

日 進 市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは、決して許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを十分に認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国の「いじめ防止のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効率的に推進するために「日進市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を平成28年4月に策定し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処にかかる取り組みを学校のみならず本市全体で進めてきました。

その後、国においては、重大事態の検証結果等を踏まえ、ガイドラインの改訂及び通知の発出を行い、いじめへの対応強化及び児童生徒の権利保障の徹底を求めています。これらの動向に加え、社会環境の変化及びいじめの態様の多様化も相まって、現行の取組を一層実効的なものとする必要性が高まっています。

このような背景の下、本市では、市内学校の実情及び本市の独自施策の運用状況を踏まえ、市基本方針を改定することとしました。改定に当たっては、「日進市未来をつくる子ども条例」の理念に基づき、いじめ防止に関する懇談会（通称：ランチミーティング）を実施し、いじめ防止対策を中心に、児童生徒の意見を聴取しました。

本改定を通じ、これまで以上に、大人一人一人が日頃から児童生徒の小さなサインを見逃さず、全ての児童生徒が尊厳を保ち、健全な人間として成長できる社会の実現を目指します。

目 次

第 1	いじめの定義	… 1
第 2	いじめの防止に関する基本的な考え方	… 1
第 3	いじめの防止に関する取組	… 2
1	家庭の取組	
2	地域社会の取組	
3	学校の取組	
4	市の取組	
第 4	いじめ防止の対策のための組織及び役割	… 3
1	日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会	
2	中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会	
3	「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」及び「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」	
4	重大事態発生時調査委員会	
第 5	いじめ防止対策	… 4
第 6	重大事態	… 7
1	重大事態とは	
2	重大事態への対応	
第 7	学校の取組に対する検証・見直し	… 7

別添

重大事態発生時の対応フロー図

第1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つて行うことが必要であると考えます。

この際、いじめには多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、心身の苦痛を感じているものとの要件が限定して解釈されることのないように努め、市では、**いじめの疑いがあると思われる全ての行為を対象とします。**

また、いじめの認知については、特定教職員のみによるものではなく、組織的に対応し判断するものとします。特に、犯罪行為として扱われるべきと認められる行為や、生命、財産に重大な被害が生じる恐れがある行為については、被害者に慎重に配慮する上で、警察等に相談する等、関係機関と連携し、早期に対応します。

第2 いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や地域社会が連携・協力し、**日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめに対して地域社会全体で組織的に対応していく必要があります。**

何より地域社会は家庭を基盤として学校を中心に、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で地域・保護者に見守られながら、**安心・安全に生活できる場**でなくてはなりません。子ども一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる地域社会づくり・学校づくりができるよう地域社会全体で取り組んでいく必要があります。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある地域社会づくり・学校づくりを進める必要があります。

第3 いじめの防止に関する取組

1 家庭の取組

家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対していじめは許されない行為であることを教えるものとします。

家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は市に連絡・相談をします。

家庭は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがある場合は、学校・地域社会、必要に応じて、連絡協議会及び推進協議会等関係機関と連携して解決にあたります。

2 地域社会の取組

地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成をするものとします。

地域社会は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校（または地域、家庭等）からよせられた場合は、速やかに学校又は市に連絡相談をします。

3 学校の取組

学校は、児童生徒のいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

学校は、いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報が学校内（または地域、家庭等）からよせられた場合は、速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、事実関係を市に報告し、家庭や地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。

学校は、家庭や地域社会に対して、個人情報取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

学校いじめ防止基本方針は、平成26年4月時点で各学校のホームページに掲載しておりますが、随時、社会や学校・地域状況の変化などを判断しながら修正を加えます。

4 市の取組

市は、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を推進し、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じます。

市は、学校に児童生徒がいつでも安心・信頼して相談できる体制・環境を整えます。

市は、家庭や地域社会からの連絡や相談に応じる体制・環境を整えます。

市は、いじめ防止に関する研修を計画し、児童生徒やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努めます。

市は、情報モラルに関しての意識を高める学びの場を家庭や地域社会に向けて計画し、学校だけではなく家庭、地域社会と連携して取り組みます。

第4 いじめ防止の対策のための組織及び役割

1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会

本市では、「日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、いじめのささいな兆候、懸念、児童生徒からの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。あわせて、推進協議会は、**日常的な生徒指導・いじめ防止等の対策を協議**します。

特に、重大事態発生時には緊急に「重大事態発生時対策会議」（以下「対策会議」という。）を招集し、いじめ等に関する事実関係を調査して、調査結果を定例（もしくは臨時）教育委員会に報告します。

ただし、市長の判断により再調査等を行う場合があります。

2 中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会

推進協議会の下には、「中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を組織し、各中学校区の小中学校から上がってくるいじめのささいな兆候、懸念、または児童生徒からの訴えを協議し、対策を検討します。必要と判断した場合は、推進協議会へ諮るものとします。

3 「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」及び「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」

連絡協議会の下には、各小中学校別に「小中学校別生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「学校別対策委員会」という。）と各地区別に「地域別生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区別対策委員会」という。）を組織し、日常的にいじめのささいな兆候、懸念、または児童生徒からの訴えを協議し、対策を検討します。必要と判断した場合は連絡協議会に諮るものとします。

4 重大事態調査委員会

「重大事態調査委員会」は、市長の判断により招集され、対策会議の調査結果について審議し、再調査を行います。**重大事態の原因に、学校におけるいじめ等が関連しているかどうかを判断**し市長に報告します。

第5 いじめ防止対策

学校は、日々の学校生活をはじめ、教師と児童生徒が1対1で定期的に話し合う教育相談やいじめアンケート等、いじめの早期発見・早期解決に努めます。

市は、今までの児童生徒の声を受け、学校と連携して次のいじめ防止策を打つ等、随時いじめ防止に努めます。

以下は、現在本市で実施しているいじめ防止対策になります。今後も、これらの対策を継続して実施するとともに、児童生徒への一層の周知・啓発を図り、安心して学校に通える環境の整備に努めます。

○ スクールソーシャルワーカー（平成29年度より配置）

市常駐で2名、中学校区で各1名、児童の福祉と生活支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を配置。教職員と協力して、多方面からなやみやいじめの解決に尽力。

○ スクールロイヤー（令和5年度導入）

市で2名、こどもの権利保護への法的助言を行う弁護士である「スクールロイヤー」へ業務委託。子どもの権利を守るための法律面も含めた適切な対応・教育的配慮・スクールソーシャルワーカーとの連携等の助言を実施。

○ いじめSOS（令和5年度導入）

学習者用タブレット端末のホーム画面に「いじめSOS」のアイコンを作成。このアイコンから、いじめの状況を送信でき、市の担当者と学校管理職が最初に確認。該当の学校と情報を共有し、いじめの解決に向けて、市と学校が協働。

○ 学級力向上プロジェクト（令和5年度導入）

○ WEB Q-U <小学3年生以上>（令和4年度試行、令和5年度導入）

○ SELPLUSWEB<クレペリンデータ共有>（令和5年度導入）

「学級力向上プロジェクト」とは、「明日からも来なくなる明るく安心できる学級」をつくるために、子どもたちが学級づくりの主人公となって教師と子どもたちが協力して学級づくりを行える学級経営のシステムのこと。「支持的な学級風土（＝失敗を恐れず、発言や行動ができる環境。他を認め、助け合う姿が見られる状況。）を育み、学び合う仲間としての学級」に迫るために、子どもが見出した課題を中心に話し合い、よりよい学級について考え、学級力を高める活動を実施。

同時に、WEB Q-Uを学習者用タブレット端末にて実施し、子どもたち一人ひとりの学校生活への満足感や不満を早期に発見。WEB版になったことで、即時結果が得られ、すぐに結果を学級への指導に生かすことができる状況を実現。

また、クレペリン検査で得た子どもたちの能力面の特徴と性格・行動面の特徴が、WEBでも見られるようになったので共有しやすくなり、指導に生かしやすい状況を実現。

○ なやみ SOS（令和 6 年度導入）

学習者用タブレット端末のホーム画面に「なやみ SOS」のアイコンを作成。このアイコンから、なやみの状況を送信でき、学校ではなくスクールソーシャルワーカーと市教育委員会が確認。児童生徒本人の意思を最優先し、なやみの解決や、過ごしにくさに寄り添い、いじりがいじめに発展する等が起きない環境を醸成。

○ 子どもの権利学習（令和 7 年度導入）

人権週間における全校学習や、市子ども権利擁護委員と連携し、子どもの権利を児童生徒だけでなく、教職員が学習する環境整備。スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーへの相談も権利学習の一環とし、すべての児童生徒がいじめを受けることなく、安心して暮らせる状況醸成。

<参考>いじめ防止に関する懇談会（通称：ランチミーティング）時のキーワード

学校名	日進西中学校	実施日	令和6年12月17日
参加者	中学生2名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒会担当教諭）教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ0は難しい。減らすことはできる。 ・いじめ発見が大切 ・いじりといじめの境界線 ・相互理解の重要性 ・解決には大人の介入が必要 ・生徒から生徒への呼びかけ ・仕返しが無いような配慮 ・いじめSOSの周知 		

学校名	日進東中学校	実施日	令和7年2月13日
参加者	中学生6名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒指導主事、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS上の悪口の横行 ・個の特性把握 ・いじめの予兆把握 ・タブレット端末の持ち帰り ・いじめSOSのQRコード化 ・一方的、継続的ないじり ・教育相談を行う場所の配慮 ・先生と1対1で話す機会の確保 		

学校名	日進中学校	実施日	令和7年2月18日
参加者	中学生6名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒指導主事、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認識 ・悪意の有無 ・いじめをいち早く察知できるシステム ・SOSの発信を受け取る教員の受容力 ・SOS発信できる窓口の周知 ・学級でいじめを話し合う時間（≒こどもの権利学習）の確保 		

学校名	日進北中学校	実施日	令和7年2月25日
参加者	中学生4名（生徒会役員）教職員2名（校長、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじりの多さ ・いじめSOSの周知 ・自宅からのSOS発信 ・相談室の利用法の周知 ・被害者を受け止める環境作り ・スクールカウンセラー、相談員の常勤化 ・相談者が特別視されない工夫 		

学校名	日進西中学校	実施日	令和7年3月14日
参加者	中学生7名（生徒会役員）教職員3名（校長、生徒会担当教諭）、教育委員会3名（教育長、主任指導主事、指導主事）		
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめSOSの使用法の周知 ・いじめSOS送信後の対応 ・生徒の呼び出し方や聞き取り方の配慮 ・自ら発信する力 ・SNSによるいじめの複雑化、解決の困難さ ・SNS上の証拠の取り方 ・いじめに関する対話の機会の確保、対象の拡大 		

第6 重大事態

1 重大事態とは

重大事態とは、教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条に当たると判断した事態及びいじめによらない場合でも以下の事態をさします。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、別添「**重大事態発生時の対応フロー図**」に基づいて対応します。
- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供し、合意形成に努めます。
- (3) 長期欠席にかかる理由が曖昧な場合等、児童生徒の不調の理由が確定していない場合は、各学校は教育委員会と緊密に報告・連絡・相談を行い、学校内だけに留まることなく幅広く調査して、原因を確実に把握するよう努めるとともに、重大事態に備えた対応を取ることとします。

第7 学校の取組に対する検証・見直し

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN⇒DO⇒CHECK⇒ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるように努めます。いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校別対策委員会においていじめに関する取り組みの検証を行います。

日進市教育委員会学校教育部学校教育課

電 話 0561-73-4145

F A X 0561-74-0258